

奈良県告示第三百十九号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第二十六条の二第三号イの規定により、次のとおり個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）第十五条の二第三項の規定により告示する。

令和七年十二月五日

奈良県知事 山下 真

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所の所在地
令和七年十一月二十五日	日本司法支援センター	東京都中野区本町一丁目三二番二号 ハーモニータワー八階